

誰もが安心して働ける 職場を作ろう！

障害者雇用
から学ぶ

平成31年3月7日（木） 14:00～16:15
鎌倉市福祉センター2階 第1・2会議室

14:00 ～ 14:05

開会のあいさつ

14:05 ～ 14:40

基調講演『障害者雇用から考える働き方改革』

講師：中島隆信 氏（慶應義塾大学商学部教授）

経済学の視点から障害者福祉について研究。主な著書に「障害者の経済学」（日経・経済図書文化賞受賞）

14:40 ～ 16:00

パネルディスカッション『障害者雇用の現状と将来』

コーディネーター：中島隆信 氏

パネリスト：

株式会社ロジナス 代表取締役 山本啓一 氏

株式会社テクノウェア 業務部業務課 課長 久保田敬二 氏

株式会社学研ココファン ココファンメディカルタウン湘南四之宮 永田航城 氏

16:00 ～ 16:15

質疑応答



障害者雇用に取り組む企業等への支援

鎌倉市内にお住まいの知的障害者または精神障害者を雇用する
中小企業や A 型事業所に **障害者雇用奨励金** を支給します。

支給対象企業	次の1または2のいずれかに該当する企業 1 中小企業基本法第2条に定める企業 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定される就労継続支援A型事業所
対象者	市内に住所を有する在宅の障害者で次の1から3のいずれかに該当する方 1 療育手帳の交付を受けている方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 3 その他市長が支給を認める方
雇用条件等	・対象者の雇用期間は原則として1年を単位 ・勤務形態は常勤 ・勤務は原則として1日4時間以上、1か月16日以上
奨励金	認定申請を行った月から、次のとおり支給します。 ・中小企業：雇用した対象者1人につき月額 20,000 円 ・A型事業所：雇用した対象者1人につき月額 7,500 円

※この雇用奨励金を受けた場合、労働局やハローワーク等の助成制度が利用できない場合があります。
詳しくは労働局やハローワークにご確認ください。



初めて申請される中小企業様、A型事業所様は、今後の流れ等について説明させていただきたいので、市役所までお電話ください。

鎌倉市障害福祉課障害者雇用対策担当
0467-23-3000 (内線 2694)

**障害のある方もない方も全ての市民が、いきいきと
楽しく暮らすことのできる「共生社会」の実現のために。**

**第3期鎌倉市障害者基本計画
(2018年～2023年)**

働く意欲のある障害者がいきいきと働けるよう、障害者二千人の雇用を目指し、地域の事業者などに働きかけ、障害者雇用を促進します。

主催

鎌倉市障害福祉課障害者雇用対策担当	TEL	0467-23-3000 (内線 2694)
	FAX	0467-25-1443
	E-Mail	shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp
鎌倉市障害者二千人雇用センター	TEL	0467-53-9203
	FAX	0467-53-9204
	E-Mail	koyoucenter@npo-mind.or.jp